

# 「国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の運用ガイドライン」 の改定

国土交通省 大臣官房 技術調査課 課長補佐 みくにや 三國谷 たかのぶ 隆伸

## 1. はじめに

令和5年3月に、約7年ぶりに「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）の改定を行いました。今回の改定の大きなポイントは、これまで、地方整備局等ごとに行われていた総合評価における各種試行について、広く全国的に普及しているものをガイドラインに明記するとともに、そうした試行についてPDCAサイクルに基づく検証をルール化することで、社会経済情勢の変化に応じて、総合評価の方式も柔軟に改良、場合によっては統廃合を行っていくことにあります。

本稿では、国土交通省直轄工事における総合評価落札方式のこれまでの変遷やその目的を簡単に振り返るとともに、今回のガイドライン改定の主な内容を概説します。

## 2. 品確法と総合評価落札方式

国、地方公共団体等は、社会資本を整備・維持する役割として、公正さを確保しつつ良質なモノを適正な価格でタイムリーに調達し提供する責任を有しています。過去、公共工事の調達に当たっ

ては、価格のみによる競争が行われていましたが、厳しい財政事情の下、公共投資が減少する中でその受注を巡る競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となった時期がありました。

このような背景を踏まえ、平成17年には「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が施行され、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」との基本理念が明確化されました。この理念に基づき、それまで一部の限定的な工事のみに適用されていた総合評価落札方式が、平成20年頃には国土交通省直轄工事の発注方式の99%程度を占めるに至りました。

その後、平成26年には品確法が改正され、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札契約方式を選択することが示され、技術提案・交渉方式や災害復旧における随意契約・指名競争入札等、必ずしも一般競争入札、総合評価落札方式ではない入札契約方式による発注も増加傾向にあります。それでも、令和3年度の発注に対して95%超を総合評価落札方式が占めており、依然として国土交通省の発注の中心に位置付けられています。

一口に総合評価落札方式といっても、この間その具体の評価項目等は変遷し、また多様化し続けています。品確法の理念には「公共工事の品質は、施工技術及び調査等に関する技術の維持向上が図られ、並びにそれらを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない」とあります。また、発注者の責務には「発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、(中略)入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定を、(中略)適切に実施しなければならない」と位置付けられています。

すなわち、適切な入札契約を通じて、公共工事の品質と担い手を確保することが、発注者に課された責務といえます。

### 3. 総合評価落札方式の各種試行について

建設業については、今日、施工余力に問題がないとはいえ、他産業を上回るペースでの少子高齢化が進んでいるのは事実です。また、眼前にはいわゆる2024問題も迫り、さまざまなアプローチによりこれらの問題に対応していく必要がありますが、総合評価落札方式をはじめとする、適切な入札契約方式の活用もその手段の一つといえます。

そうした背景を踏まえ、国土交通省では各地方整備局ごとに、その評価項目にさまざまな工夫を加えた試行を行うことで、工事の品質確保、建設業の担い手確保の取組を進めてきました。次に、具体の事例を3例紹介します。

#### (1) 直轄実績のない担い手の参入を促す方式

直轄工事を受注した実績がない企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し施工計画を評価するなど、施工品質は維持しつつ新規参入者を確保することを企図する方式

です。

試行工事の実績を次回以降の直轄工事参入に当たっての実績として活用することで、継続的な直轄工事の担い手企業の裾野を広げることが期待されます。

#### (2) 地域防災の担い手の参入を促す方式の試行

災害発生時に迅速に活動できる地域施工業者の参入機会促進及び担い手確保を目的として、迅速な災害対応に資する本店所在地や事業継続計画(BCP)の有無、災害用機械の保有状況などを追加的に評価する一方、技術者の能力等については評価の対象外とする方式です。地域建設業による災害対応能力の維持・強化及び災害時の担い手である地域施工業者の参入機会促進が期待されます。

#### (3) 次代担い手の育成・参入を促す方式の試行

将来の担い手である技術者の拡大等のため、若手技術者や女性技術者の入札への参画を拡大する方式です。

若手・女性技術者の配置について加点を行う「加点方式」、若手が不利となりがちな成績・表彰等の評価項目を除外する「技術者要件緩和方式」、若手・女性技術者の配置を義務付ける「資格要件方式」など、多様な評価方法が採用されています。試行工事を通じ、若手・女性技術者に将来的・継続的な直轄工事の担い手となっていただくことが期待されます。

その他、複数の地方整備局等で実施されている試行を表-1に整理します。

こうした試行については、地域の建設業が抱える課題や状況は多種多様であることから、具体的評価項目等は地方整備局等ごとにさまざまに設定されています。今般、これらのさまざまな試行について、地域課題に適応すべく、一定の独自性を保たせながらも、目的を一つにする試行を全国的・体系的に整理し、有識者の意見等を踏まえつつ、その効果検証(PDCAサイクルのCに相当)を行いました。

表-1 各地方整備局等で実施されている試行の整理

地方整備局等 試行の種類	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
① チャレンジ型	技術者育成型(チャレンジ型)	チャレンジ型	技術提案チャレンジ型	チャレンジ型	チャレンジ型	企業チャレンジ型など	チャレンジ型	チャレンジ型	技術提案チャレンジ型	チャレンジ型
② 自治体実績評価型			自治体実績評価型	自治体実績評価型	※県・政令市の実績を国と同等評価	自治体実績評価型	地方自治体発注の工事実績評価型	自治体の工事成績活用型		自治体実績評価型
③ 地域防災担い手確保型			地域防災担い手確保型			地域密着防災担い手型	地域防災担い手確保型			
④ 企業能力評価型等					企業能力評価型	施工能力確認型				
⑤ 地元企業活用審査型	地元企業活用審査型			地元企業活用促進型				地元企業活用促進型	地元企業活用促進型	
⑥ 特定専門工事審査型	特定専門工事審査型		特定専門工事審査型	特定専門工事審査型						
⑦ 登録基幹技能者評価型	登録基幹技能者評価型			登録基幹技能者の配置		現場従事技能者評価型	現場従事技能者評価型	登録基幹技能者の活用		
⑧ 若手・女性技術者活用型	技術者育成型など	若手・女性技術者配置促進型	若手技術者活用評価型など	若手・女性技術者活躍型		若手・女性チャレンジ型	若手技術者育成型	若手・女性技術者の配置を促す評価など		

#### 4. 試行の効果検証

検証の視点は大きく次の3点です。

- ① その試行の導入目的が達成されているか
- ② 工事の品質が向上しているか、あるいは悪影響を及ぼしていないか
- ③ 受発注者双方からの評判（アンケート）

例えば、(1)の「直轄実績のない担い手の参入を促す方式」(チャレンジ型)を例に挙げれば、

- ① 直轄工事の受注実績のない者の参加・受注がなされているか？また、その受注を実績として、以降、継続受注がなされているか？  
→直轄工事の受注実績がない者が入札参加者のうち17%、落札者の12%を占める
- ② 過去の受注実績のない企業に施工いただくことから、工物品質への悪影響が生じていないか？  
→全工事の工事成績評定点が平均78.2～80.0%であるのに対し、試行では平均78.0～79.8%と、優位な差はなし
- ③ 受発注者の受け止めは？  
(受注者)  
・過去は経常JVで参加していたが、チャレンジ型で初めて単独受注できた

・規模の大きい国の工事を知り、その工事をやりきったという自信につながった  
(発注者)

- ・現場を熟知した地元企業であり、地域とうまく調整を行ってくれた
- ・チャレンジ型で初めて直轄工事を受注した企業が、その後も新たな工事を受注しているといった評価がなされ、その有用性が実証されました。

#### 5. 各種試行のガイドラインへの位置付け

これまでに紹介した試行のように、既に複数の地方整備局に広がっており、かつ導入済みの地方整備局においてその効果が検証されている類型については、今回改めて本省ガイドラインに記載しました。

無論、全ての地方で画一的に導入することが、必ずしもその地方の課題解決につながるとは限らないため、各地方整備局単位でより具体的な運用ルールを定めていくこととなりますが、他地方整備局での取組の横展開を図ることを目的としています。

また、本省ガイドラインに明記することによ

り、地方公共団体等を取組の参考としていただくことも期待しています。

## 6. 各種試行へのPDCAサイクルの導入

工事の品質確保や建設業の担い手確保を目的としたこれらの試行について、導入段階では明確に効果が発揮されていたとしても、今後、仮に社会経済情勢が変化した場合にも有用であり続けるとは限りません。そのため、ガイドラインにおいては、各地方整備局等の総合評価委員会等において、計画的にPDCAサイクルに基づく検証を行いながら、目的の達成度、工事成績への影響、受発注者からの意見等を踏まえ、「効果が検証された取組への移行」、「全国試行移行」、「改良」、「継続」、「統廃合」等を適宜判断することをルールとして位置付けました（図－1）。

PDCAサイクルに基づく検証については、一つの試行形式につき、5年ごとを基本としつつ、社会情勢や試行の実施件数等を考慮して計画的に実施することで、常に時代に即した課題解決につながるよう、総合評価落札方式そのものが変化していくことが重要です。

## 7. その他の主な改定点

今回のガイドライン改定では、こうした地方整備局単位の試行とそのPDCAサイクルの導入以

外にも、国土交通省全体、あるいは政府全体として導入した新たな総合評価における取組についても記載しています。

国土交通省としての取組としては、例えば、海外で活躍する技術者の実績を、国内工事で過去実績として評価する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」や、新技術の発展を後押しする「新技術導入促進型」、建設現場の生産性向上に関する技術提案を評価する「生産性向上の取組評価」などが挙げられます。

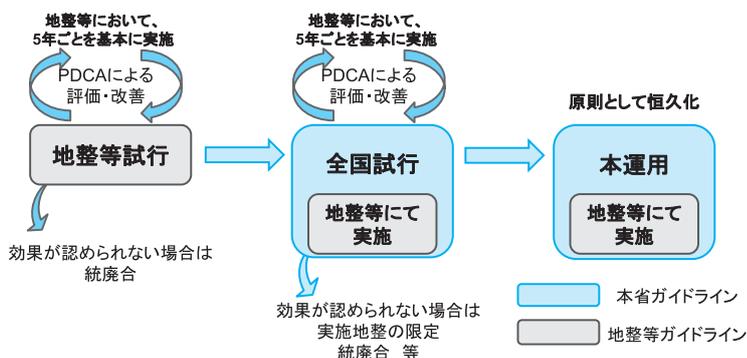
また、ワーク・ライフ・バランス関連認定制度を活用した評価や、賃上げを実施する企業に対する加点措置など、国土交通省のみならず、政府全体で進めるべき取組の推進手法としても総合評価落札方式が活用されています。

## 8. おわりに

これまでに述べたように、公共工事の品質確保を目的として始まった総合評価落札方式は、品確法の理念に基づき、中長期的な建設業の担い手確保のために次第にその手法が多様化しています。

総合評価落札方式そのものが、時代の要請に合わせて常に変化していくべき性質のものともいえ、各地方整備局の総合評価委員会や、国土交通省本省の「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」においては、有識者の意見等を踏まえながら常にその改善の議論が行われています。

公共工事の発注者の皆さまにおかれましては、こうした国土交通省の取組が参考となれば幸いです。また、受注者の皆さまにおかれましては、こうした視点から発注者としても、建設業界の担い手確保に取り組んでいるという、その背景をご理解いただき、今後とも受発注者一体となって、社会資本の整備・維持に取り組んでいければ幸いです。



図－1 各種試行に関するPDCAサイクルのイメージ